

経済的支援

1 児童扶養手当

対象児童

0～18歳
(障害有 ～20歳)

○対象者

以下の状況の対象児童を養育している父母または養育者（祖父母）等

- ・離婚した※
- ・父または母に一定以上の障害がある
- ・父または母が死亡した
- ・父または母の生死が不明な状態
- ・その他（DV、父母が拘禁されている場合 等）

※離婚後、まだ別居していない場合や離婚前別居の場合は請求できません。

○手当月額

受給者・扶養義務者の所得により毎年受給額が決定されます。

養育費を受け取っている場合はその8割の金額が所得に加算されます。

また、公的年金等を受給している場合は手当額が制限されます。

令和8年4月分～

	第1子	第2子以降 (1人あたり)
全部支給	48,050円	11,340～48,040円
一部支給	11,350円	5,680～11,340円

○支給日

年6回、奇数月の11日（土日祝の場合は直前の平日）

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6299

2 児童手当

対象児童

0～18歳

○対象者

対象児童を監護している人

監護している＝子の面倒をみている

※離婚前別居の場合も、離婚調停の分かる書類等を提出することで、受給者を児童と同居している人へ変更することができます。

○手当月額

第○子は22歳以下の監護（相当）の子が何人目かで判断します。

第1子・第2子	10,000円
	(～3歳) 15,000円
第3子以降	30,000円

○支給日

年6回、偶数月の11日（土日祝の場合は直前の平日）

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6299

3 ひとり親家庭医療費助成制度 対象児童 0～20歳

ひとり親家庭の父母と対象児童、父母のいない対象児童等について、医療保険の一部負担金について助成を受けることができます。

※所得税非課税世帯が対象です。

*問い合わせ先

砥部町保険健康課 TEL 089-962-7057

4 こども医療費助成制度 対象児童 0～18歳

対象児童の医療費について、医療保険の一部負担金について助成を受けることができます。

*問い合わせ先

砥部町保険健康課 TEL 089-962-7057

5 低所得妊婦の初回産科受診料助成 対象児童 -

低所得の妊婦の経済的負担軽減のため、10,000円を上限に初回（市販の妊娠検査薬で陽性を確認した後、最初の受診日）の産科受診料を助成します。

*問い合わせ先

砥部町こども家庭センター TEL 089-907-5665

6 母子父子寡婦福祉資金 対象児童 0～20歳
※寡婦の場合を除く

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭・父母のない児童等を対象とした貸付制度です。貸付限度額は貸付金の目的により異なります。貸付には面談が必要となりますので、県中予地方局地域福祉課へご連絡ください。

*問い合わせ先

愛媛県中予地方局地域福祉課 TEL 089-909-8756

7 日本学生支援機構奨学金 対象児童 大学生等

大学・短期大学・高等専門学校・大学院等で学ぶ人を対象とした給付型または貸与型の奨学金です。

*問い合わせ先

在籍している または 在籍していた学校

8 愛媛県奨学資金 対象児童 高校生等

高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学している生徒を対象とした無利息の貸与型（返還が必要な）奨学金です。

*問い合わせ先

在籍している または 在籍していた学校

9 砥部町奨学資金貸与事業

対象児童

高校生等

高等学校、高等専門学校（第3学年まで）に在学している生徒を対象とした無利息の貸与型（返還が必要な）奨学金です。

*問い合わせ先

砥部町学校教育課 TEL 089-962-4820

10 高等学校等就学支援金制度

対象児童

高校生等

高等学校等に通う生徒について、授業料の免除・減額を受けることのできる制度です。

*問い合わせ先 文部科学省 ※入学時に各学校で手続きの案内があります。

11 就学援助

対象児童

小学生・中学生

ひとり親（児童扶養手当が全部支給・一部支給の場合のみ）世帯や所得が基準額以下の場合等に学用品費や給食費等の経済的援助を受けることができます。

*問い合わせ先

砥部町学校教育課 TEL 089-962-4820

12 生活福祉資金

対象児童

-

他の貸付制度を利用できない場合のみ、低所得世帯・障害者や65歳以上の高齢者のいる世帯が利用できます。貸付の限度額は貸付資金の種類により変わります。

*問い合わせ先

砥部町社会福祉協議会 TEL 089-962-7100

13 災害遺児福祉手当

対象児童

小学生・中学生
・高校生等

交通災害・労働災害・天災等により親（または養育者）が死亡または障害の状態となった場合に月額3,000円の支給を受けることができます。

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6299

14 JR通勤定期割引

対象児童

-

児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯や生活保護世帯の方がJRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6299

15 少額貯蓄非課税制度・福祉定期貯金制度

遺族年金や障害年金、児童扶養手当の支給を受けている方等が利用できる、
利子が非課税になる・金利優遇を受けられる等の制度です。

*問い合わせ先 ご利用の金融機関でご相談ください

16 養育費確保支援事業

養育費を確実に受け取ることができるよう公正証書の作成及び強制執行に係る費用の
一部について補助を受けることができます。

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6299

就業支援

1 自立支援教育訓練費

経理事務や医療事務などの雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で県が指定する講座を受講する場合に受講費用の一定額について助成を受けることができます。事前に相談が必要となりますので、中予地方局地域福祉課へご連絡ください。

*問い合わせ先

愛媛県中予地方局地域福祉課 TEL 089-909-8756

2 高等職業訓練促進給付金等

専門的な資格取得のために6月以上の専門学校等に通う場合に生活費相当額の支給を受けることができます。事前に相談が必要となりますので、中予地方局地域福祉課へご連絡ください。

*問い合わせ先

愛媛県中予地方局地域福祉課 TEL 089-909-8756

3 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校等を卒業していないひとり親の親または子（20歳未満）で高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講し認定試験に合格した場合、受講費用の一定額の助成を受けることができます。

事前に相談が必要となりますので、中予地方局地域福祉課へご連絡ください。

*問い合わせ先

愛媛県中予地方局地域福祉課 TEL 089-909-8756

4 離職者等訓練事業

離職者や未就職者を対象とした職業訓練について、コースにより条件を満たす場合のひとり親の父母の優先受入枠があります。また、一部のコースでは無料託児サービスを利用できます。

*問い合わせ先

受講要件について 最寄りのハローワーク

訓練内容について 実施専門学校

5 母子・父子自立支援プログラム策定事業

担当の母子・父子自立支援員が個々の状況に合わせた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携しながら安定して自立した生活ができるよう支援します。

面談が必要となりますので、中予地方局地域福祉課へご連絡ください。

*問い合わせ先

愛媛県中予地方局地域福祉課 TEL 089-909-8756

その他の支援

1 地域子育て支援拠点事業（ぽっかぽか）

子育て家庭の交流や情報交換、相談ができる集いの場です。

- つどいのひろば「ぽっかぽか」（高尾田1171番地3 高尾田あったか広場）
月～金 10：00～16：00（第2金曜日は午後お休み、臨休あり）
- 出張ひろば「ぽっかぽかぷち」（大南719番地）
月・木 9：00～15：00（祝日はお休み、臨休あり）

2 ファミリー・サポート・センター

子育てのサポートをしたい人と利用したい人同士の連絡・調整を行います。
子どものお迎えや少しの間預かってほしい場合など、子育てのサポートを受ける
ことができます。 ※会員登録が必要です。また、1時間ごとに利用料金が必要です。

*問い合わせ先

砥部町ファミリーサポートセンター TEL 089-962-1988

3 病児・病後児保育

病気や病後の家庭での保育が難しい子どもを預けることができます。

砥部町内の2施設と松山市の5施設を利用できます。

- 砥部町施設 各施設へ直接お申し込みください。
アイグラン保育園宮内（川井1024番地1）089-909-7528
アイグランこども園麻生（高尾田267番地1）089-961-1291
- 松山市施設 専用の予約サイトから予約してください。
石丸小児科（松山市三番町6丁目5番地1）
天山病院（松山市天山二丁目3番30号）
愛媛生協病院（松山市来住町1091番地1）
三葉幼稚園（松山市山西町542-1）
高木保育園 Takagi AID+（松山市高木町252）

4 一時預かり事業

一時的に家庭での保育が難しくなった場合や心身の負担軽減のために就学前の
児童を預けることができます。

- 砥部こども園（大南710番地）089-962-2612
- 麻生保育所（麻生216番地）089-956-0762

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6171

5 放課後児童クラブ

保護者の就労や病気等のため放課後に児童をみる人のいない小学生を対象に、放課後時間に指導員が生活指導を行います。

○実施場所 各小学校内（広田小学校の児童は広田老人憩いの家で実施）

○実施時間 放課後～17：30（延長申込者は18：30まで）

長期休暇中などの1日開所日は7：30～17：30

*問い合わせ先

砥部町子育て支援課 TEL 089-962-6299

6 公営住宅

県営住宅砥部団地（砥部町高尾田323番地）では、18歳未満の児童のいる世帯が申し込みできる子育て世帯向け住戸や、母子・父子の場合優遇者向けの住戸へ入居できます。

*問い合わせ先

愛媛県営住宅管理グループ TEL 089-998-6671

7 砥部町発達でこぼこ支援事業（ピアサポートこもれび広場）

児童の発達に不安を抱える保護者がピアサポーターへ相談できる相談会です。中央公民館や、高尾田あったか広場で実施しています。

※ピアサポーター……発達凸凹のある子どもを育てた経験のあるお父さんやお母さん

*問い合わせ先

特定非営利活動法人ぷちすてっぴ TEL 080-4035-2241
